

産直さぬきマルシェ鶴市店 (No.1377)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 5 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 株式会社M I コーポレーション 住 所 高松市香西東町 300 番地											
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 産直さぬきマルシェ鶴市 所在地 高松市鶴市町 1010- 1 外											
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の名称 【変更前】マルヨシセンター鶴市店 【変更後】 <u>産直さぬきマルシェ鶴市</u>											
	(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】											
	<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr><tr><td>有限会社美コーポレーション</td><td>高松市香西東町 300 番地</td><td>林 正知</td><td></td></tr></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	有限会社美コーポレーション	高松市香西東町 300 番地	林 正知				
	名称	住所	代表者氏名	備考								
	有限会社美コーポレーション	高松市香西東町 300 番地	林 正知									
	【変更後】											
	<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr><tr><td><u>株式会社M I コーポレーション</u></td><td>高松市香西東町 300 番地</td><td>林 正知</td><td>R5. 9. 5 商号変更</td></tr></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	<u>株式会社M I コーポレーション</u>	高松市香西東町 300 番地	林 正知	R5. 9. 5 商号変更			
	名称	住所	代表者氏名	備考								
	<u>株式会社M I コーポレーション</u>	高松市香西東町 300 番地	林 正知	R5. 9. 5 商号変更								
	(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】											
<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr><tr><td><u>株式会社マルヨシセンター</u></td><td><u>高松市南新町 4 番地 6</u></td><td><u>佐竹 克彦</u></td><td>R3. 3. 5 退店</td></tr></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	<u>株式会社マルヨシセンター</u>	<u>高松市南新町 4 番地 6</u>	<u>佐竹 克彦</u>	R3. 3. 5 退店				
名称	住所	代表者氏名	備考									
<u>株式会社マルヨシセンター</u>	<u>高松市南新町 4 番地 6</u>	<u>佐竹 克彦</u>	R3. 3. 5 退店									
【変更後】												
<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr><tr><td>①有限会社美コーポレーション</td><td>①高松市香西東町 300 番地</td><td>①林 正知</td><td>①R3. 3. 6 入店</td></tr><tr><td>②株式会社 M I コーポレーション</td><td></td><td></td><td>②R5. 9. 5 商号変更</td></tr></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	①有限会社美コーポレーション	①高松市香西東町 300 番地	①林 正知	①R3. 3. 6 入店	②株式会社 M I コーポレーション			②R5. 9. 5 商号変更
名称	住所	代表者氏名	備考									
①有限会社美コーポレーション	①高松市香西東町 300 番地	①林 正知	①R3. 3. 6 入店									
②株式会社 M I コーポレーション			②R5. 9. 5 商号変更									
変更の年月日	(1) 令和 3 年 3 月 6 日 (2)、(3) 上記備考欄のとおり											
変更する理由	(1) 店舗の名称変更のため (2)、(3) 上記備考欄のとおり											

2 届出年月日 令和 7 年 10 月 27 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 3 月 5 日まで

4 意見書の提出

産直さぬきマルシェ鶴市店 (No.1377)

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年3月5日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ